

平成30年度第3回山口市農業委員会農地部会議事録

- 1 日 時 平成30年6月21日（木）午前9時30分～午前10時40分
- 2 場 所 山口市役所（山口総合支所） 会議室棟2階 A会議室
- 3 出席者
 - (1) 出席委員（20名中16名：農地部会委員15名及び会長1名）
木原 義則、中川 恵美子、片山 潤之、藤村 守、藤原 敏郎、
勝本 紘、渡邊 輝男、恒富 竹司、長尾 進、永松 之生、
金子 哲昌、綾城 初江、田戸 洋志、中村 敏、
山根 伊都子、安田 敏男
 - (2) 欠席委員（4名）
小野 基之、海地 博志、藏重 秀雄、佐々木 慶市
 - (3) 事務局
末貞局長・山根参事・岩本副主幹・浦部
 - (4) 会議傍聴人
なし
- 4 会議
 - (1) 議事録署名委員指名
 - (2) 議案審議
 - (3) その他連絡事項

木原部会長

皆様、おはようございます。

ただいまから平成30年度第3回山口市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日は在任委員数19名中、出席委員数15名、欠席委員数4名、在任委員の過半数を超えておりますので、本日の会議は成立しております。

まず、本会議の議事録署名委員に、北部地区の中川 恵美子委員と山口・鴻南地区の片山 潤之委員を指名します。

よろしくをお願いします。

それでは、議事に入ります。

本日の審議は、継続審議となっておりました平成30年度第2回農地部会農地法第5条議案第50号、それから、農地法に係る3条・4条・5条、農用地利用集積計画の審議、農用地利用配分計画に対する意見聴取について、農用地区域の変更の審議について、佐山須川後地区特定農用地利用規程の認定に対する意見聴取について及び現況証明についてです。

審議後は、農地法関係の届出等の状況、転用意見聴取事案に対する答申となっております。

それでは、平成30年度第2回農地部会農地法第5条議案第50号についての継続審議を始めます。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局岩本

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

前回の農地部会において、許可申請受理後、施工業者が隣接地と同一であり、かつ隣接地の施工が1年以内に行われたものであることから、開発許可を受ける必要があることがわかりました。

そのため、農地法施行規則第57条第2号に定める、「行政庁の許可の処分を必要とする場合において、これらの処分がされる見込みがないこと」に当たり、については農地法第5条第2項第3号に定める、「事業の用に供する施設の用に供することが确实と認められない場合」に当たることから継続審議としておりましたが、開発許可申請に関する条件が整いましたので再度審議をお願いします。申請内容をもう一度御説明します。

議案第1号、小郡上郷です。

事務局岩本

申請地は、JR上郷駅から北東へ860mに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある、第3種農地です。

以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域内にある第3種農地と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良く、需要が見込めるため共同住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

木原部会長

ただいま、事務局から議案の説明がありました。

本議案につきましては、事務局から申請に係る問題はなくなったとの報告を受けています。

また、立地許可基準および一般許可基準に基づく現地調査及び議案審査の結果、特に意見なしとの報告を受けています。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。委員の意見を求めます。

ご意見はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、それでは採決に入ります。

ただいま継続審議しました平成30年度第2回農地部会農地法第5条議案第50号について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました平成30年度第2回農地部会農地法第5条議案第50号については、許可といたします。

それでは、議事を進めます。

農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。

木原部会長

事務局より議案説明をお願いします。

事務局岩本

それでは2ページをお開きください。
合わせて、参考位置図2ページをお開きください。

議案第2号、上小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから南西へ800m～1kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請人は、農地所有適格法人正田の里の構成員であり、当該法人に利用権設定されている農地を取得するものです。

なお、この事案につきましては、法人に収益権が設定されている農地で、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

取得後の経営面積は67アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、名田島です。

申請地は、名田島地域交流センターから北西へ420mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

自宅に近い申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は850アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、名田島です。

申請地は、名田島地域交流センターから南へ2.0～2.3kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

農地売買等事業を利用し、農業経営の安定を図るものです。

申請人は、農地所有適格法人向山の構成員であり、当該法人に利用権設定されている農地を取得するものです。

なお、この事案につきましては、法人に収益権が設定されている農地で、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続

き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

取得後の経営規模は、334アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから北西へ310～370mに位置する農用地区域内及び公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は77アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第6号、秋穂西です。

申請地は、秋穂総合支所から北西へ600mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

本事案と同時に利用権設定申請書が提出され、平成30年6月25日の公告後の経営規模は34アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、本事案の許可は、利用権設定の公告と同時施行といたします。

議案第7号、阿知須です。

申請地は、JR岩倉駅から南へ370mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は福岡県福岡市中央区内に本店を有し、農業を営む法人です。

農業を専業とするニューガイアアグリ株式会社新設に伴い、株式会社ニューガイアに代わって申請地を借り受けるものです。

取得後の経営面積は、581アールとなります。

なお、この事案につきましては、申請人は、農地所有適格法人以外の一般法人ですが、取得する権利の種別が賃借権であり、貸付人との賃貸契約に解除条件が付されていること、地域における適切な役割分担のもとに農業を行う旨の誓約書が提出されていること、法人の重要な使用人が1人以上農業に

常時従事すると認められることから、農地法第3条第3項に該当し、許可の対象となるものです。

議案第8号、徳地山畑です。

申請地は、徳地地域交流センター島地分館から北西へ2.5kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住する農業兼会社員です。

申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は60アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第9号、徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から東へ500～860mに位置する公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は市内に居住する農業兼臨時職員です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

徳地堀1481番1については利用権を設定し現在耕作しているもので、取得後の経営規模は、43アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第10号、徳地伊賀地です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ2.5～2.6kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は防府市内に居住し、農業兼建設業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、919アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第11号、徳地引谷です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から西へ3.2～3.4kmに位置する農用地区域内の農地です。

事務局岩本

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。
後継者として贈与を受け、農業経営の安定化を図るものです。
取得後の経営規模は181アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。
以上で農地法第3条の全議案の説明を終了します。
御審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。
これらの議案は、担当委員による現地調査及び担当地区協議会での事前審議を経て、農地部会に提出されております。担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願ひします。

それでは議案審議に入ります。
委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第3条申請についての議案審議を終わります。
それでは採決に入ります。
ただいま審議しました農地法第3条に係る議案第2号から議案第11号について一括で採決を行います。
農地法第3条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第3条に係る申請については、全て許可といたします。それでは次に、農地法第4条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願ひします。

事務局岩本

それでは9ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図15ページをお開きください。

議案第12号、旭通り二丁目です。

申請地は、J R 山口駅から西へ 7 0 0 m に位置する用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

車庫の設置及び、自己用住宅の新築に伴い、接続道路を確保するものです。

なお、申請地は、平成 1 2 年 1 1 月に農地法の許可を得ることなく、車庫として造成されたものですが、山口・鴻南地区協議会で追認され、申請人からは今後、農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第 1 3 号は、取り下げられました。

議案第 1 4 号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから北東へ 8 2 0 m に位置する用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

日照条件の良い申請地に太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第 1 5 号、嘉川です。

申請地は、J R 上嘉川駅から北東へ 9 0 0 m に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に居住し、不動産業を営む者です。

申請地周辺は住環境に恵まれ、需要が見込めるため共同住宅を建設するものです。

なお、議案第 2 8 号の農地法第 5 条申請が同時に提出されています。

議案第 1 6 号、徳地深谷です。

申請地は、徳地インターチェンジから北東へ 2. 5 km に位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請人は、市内に居住し農業兼飲食業を営む者です。

飲食店を経営しているが、駐車場が不足している。また、営農のための倉庫及び、資材置場として利用するものです。

また、申請地は、平成 2 6 年 9 月頃に農地法の許可を得ることなく駐車場及び農業用資材置場として造成されたものですが、徳地地区協議会で追認申請を認められ、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

事務局岩本

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

以上の農地法第4条に係る全議案につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いと認め、許可要件の全てを満たしているものと認めます。御審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

この議案は、担当委員による現地調査及び担当地区協議会での事前審議を経て、農地部会に提出されております。

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。

それでは議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第4条申請についての議案審議を終わります。

続きまして、議案第12号及び議案第14号から議案第16号について、一括で採決を行います。

農地法第4条に係る申請について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

それでは、次に、農地法第5条に係る申請についての審議を始めます。事務局より議案説明をお願いします。

事務局岩本

それでは、13ページをご覧ください。

合わせて、参考位置図20ページをお開きください。

議案第17号、大内御堀です。

申請地は、大内地域交流センターから南へ3.1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市安佐南区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第18号、大内長野です。

申請地は、大内地域交流センターから南東へ570mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する太陽光発電事業者です。

日照条件の良い申請地に太陽光発電設備を設置し、売電事業は有限会社下野エステートが行うものです。

議案第19号、大内長野です。

申請地は、大内地域交流センターから南東へ570mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を借り受け、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第20号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから南東へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市南区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第21号、宮野下です。

申請地は、JR宮野駅から南東へ1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する理学療法士です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参

入するものです。

議案第22号、桜島四丁目です。

申請地は、JR宮野駅から北東へ550mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は住環境も良く、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第23号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南西へ900mに位置する集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

現在借家住まいで、子供の成長にともない手狭なため、申請地に自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可の対象となるものです。

議案第24号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南西へ900mに位置する集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、埼玉県越谷市内に居住する、会社員です。

県内への通勤に伴い、将来的に両親の面倒を見るため、実家近くにある申請地を取得し、自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可の対象となるものです。

議案第25号、朝田です。

申請地は、大歳地域交流センターから南へ330mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、需要が見込めることから貸駐車場及び建売住宅を建設するものです。

議案第26号、朝田です。

申請地は、大歳地域交流センターから西へ2.1kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、下関市内に居住する自動車整備業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、売電事業に参入するものです。

議案第27号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から北へ1.1kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

借家住まい解消のため、申請地を譲り受け、自己用住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可の対象となるものです。

議案第28号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北東へ900mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、不動産業を営む者です。

申請地周辺は住環境に恵まれ、需要が見込めるため共同住宅を建設するものです。

なお、議案第15号の農地法第4条申請が同時に提出されています。

議案第29号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北東へ900mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業に参入するものです。

議案第30号、江崎です。

申請地は、J R 嘉川駅から西へ 8 5 0 m に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第 3 1 号、江崎です。

申請地は、J R 嘉川駅から西へ 1. 2 k m に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、広島県広島市安佐南区内に本店を有し、清掃業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業に参入するものです。

議案第 3 2 号、江崎です。

申請地は、J R 嘉川駅から南西へ 1. 3 k m に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業に参入するものです。

議案第 3 3 号、江崎です。

申請地は、J R 嘉川駅から南西へ 1. 4 k m に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第 3 4 号、深溝です。

申請地は、J R 深溝駅から南東へ 1. 2 k m に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、市内に居住する公務員です。

自宅は進入路が狭く、ボート等の置場もないため、自宅の南側に隣接する申請地を進入路とし、また来客用駐車場やボートの置場等を確保するものです。

議案第 3 5 号、小郡山手上町です。

事務局岩本

申請地は、小郡総合支所から北へ710mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

借家住まいを解消するため、実家近くの父親所有の土地を借受け、自己用住宅を建設するものです。

議案第36号、小郡山手上町です。

申請地は、小郡総合支所から北へ380mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

借家住まいを解消するため、利便性の良い申請地に自己用住宅を建設するものです。

議案第37号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から西へ1.1kmに位置する、公共投資の対象となっている第1種農地です。

申請人は、宇部市内に居住する会社員です。

借家住まいを解消するため、希望の小学校区であり、実家へのアクセスも良い申請地に自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、申請地周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、許可の対象となるものです。

また、この事案につきましては農用地区域除外後施行といたします。

以上の農地法第5条の全議案につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いとため、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしくお願いたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありました。

これらの議案は、担当委員による現地調査及び地区協議会での事前審査を経て、農地部会に提出されております。

木原部会長

担当地区協議会の委員の方は、補足説明がありましたらお願いします。
それでは議案審議に入ります。
委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第5条申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第5条に係る申請について、議案第17号から議案第37号につきまして一括で採決を行います。

農地法第5条に係る申請について、全て許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取を行い、「適当と認める」との回答をもって許可といたします。

それでは次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局岩本

それでは、24ページをご覧ください。
農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第38号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、

合計40筆63,323㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か御意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用集積計画について、採決を行います。

決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、計画案のとおり決定し、山口市に回答します。

それでは次に、農用地利用配分計画についての審議を行います。
議案説明を事務局よりお願いします。

事務局岩本

それでは、25ページをご覧ください。
農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第39号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、
合計9筆、13,422㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各委員さんからこのことについて何か御意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用配分計画について、採決を行います。

「異議なし」と回答とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長 挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、計画案のとおり「異議なし」として、山口市に回答します。

それでは次に、農用地区域の変更についての審議を行います。
議案説明を事務局よりお願いします。

事務局岩本 それでは、26ページをご覧ください。
議案第40号、農用地区域の変更について説明いたします。
各地区協議会において、審議していただいたとおりで、除外申請が6件、1,279.10㎡、用途区域変更が2件、197.77㎡、編入申請が29件、17,721㎡でございます。

御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長 ただいま事務局から議案説明がありました。各委員さんから何か御意見等があればお願いします。

【意見なし】

木原部会長 特に意見がないようですので、ただいま審議しました議案第40号の農用地区域の変更について、採決を行います。

決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長 挙手多数と認め、議案第40号農用地区域の変更については、意見はないものとして決定し、山口市に回答します。

それでは次に、特定農用地利用規程の認定についての審議を行います。
議案説明を事務局よりお願いします。

事務局岩本 それでは、27ページをご覧ください。
議案第41号、佐山須川後地区特定農用地利用規程の認定に対する意見聴取です。

農地利用改善組合特定利用規程について、山口市長より農業経営基盤強化促進法に基づき、意見を求められています。

事務局岩本

本事業は、地域の農地の有効利用と、農業経営の改善を行うことを目的としております。

当該利用規程においては、各条項で実施区域や作付け地の団地化の促進、栽培管理の改善の促進など農用地の利用関係の改善、特定農業法人への利用集積を図ることなどが定められており、山口市の「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」に適合しております。

ご審議よろしくお願ひいたします。

木原部会長

ただいま事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か御意見等があればお願ひします。

【意見なし】

木原部会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました議案第41号の特定農用地利用規程の認定に対する意見聴取について、採決を行います。

「妥当」と回答とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長

挙手多数と認め、議案第41号の特定農地利用規程の認定に対する意見聴取については、妥当であるとして回答いたします。

それでは次に、現況証明についての審議を行います。

議案説明を事務局よりお願ひします

事務局岩本

それでは、41ページをご覧ください。

合わせて、参考位置図39ページをお開きください。

議案第42号、上小鯖です。

登記地目が畑の土地1筆、747㎡については、昭和60年頃に桧を植林し、その後、山林となり現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第43号、下小鯖です。

登記地目が田の土地3筆1,158㎡と畑の土地1筆601㎡、合計1,7

59㎡については、平成7年以前から山林の状態であるに至るものです。
荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第44号、下小鯖です。

登記地目が畑の土地1筆66㎡、田の土地8筆5,046㎡、合計5,112㎡については、昭和40年頃から山林の状態である耕作が出来ず現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第45号、下小鯖です。

登記地目が田の土地1筆、1,150㎡については、昭和40年頃から耕作を止め、荒廃し現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第46号、天花二丁目です。

登記地目が畑の土地1筆、73㎡については、昭和49年頃から、隣接地と共に宅地として一体利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第47号、吉敷赤田五丁目です。

登記地目が畑の土地1筆、113㎡については、昭和60年に堤の決壊により田がなくなり、その後河川改修により更地となり、その後は自宅駐車場として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第48号、黒川です。

登記地目が田の土地3筆、37.47㎡については、昭和50年に埋め立てられ、公衆用道路として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第49号、黒川です。

登記地目が田の土地1筆、13㎡については、昭和50年に埋め立てられ、公衆用道路として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第50号、黒川です。

登記地目が田の土地1筆、1.53㎡については、昭和50年に埋め立てられ、隣接地と共に宅地として一体利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第51号、黒川です。

登記地目が田の土地1筆、262㎡については、昭和50年に埋め立てられ、隣接地と共に宅地として一体利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第52号、黒川です。

登記地目が田の土地1筆、8.57㎡については、昭和50年に埋め立てられ、公衆用道路として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第53号、黒川です。

登記地目が田の土地1筆、36㎡については、昭和49年に埋め立てられ、公衆用道路として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第54号、矢原です。

登記地目が田の土地2筆、449㎡については、昭和55年3月31日付で、事務所等の建築を目的とした農地法第5条の許可を受け、造成のみを行い、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第55号、朝田です。

登記地目が田の土地1筆、104㎡と畑の土地1筆76㎡、合計180㎡

については、昭和50年に住宅が建築され宅地として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第56号、嘉川です。

登記地目が田の土地1筆、2,89㎡については、申請地は、平成8年1月に、隣接地に側溝を作った際に側溝となり、以降水路として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過していますので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第57号、阿知須です。

登記地目が畑の土地3筆、728㎡については、昭和51年頃から平成5年頃にかけて牛舎が建築され、以降宅地として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過していますので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第58号、徳地堀です。

登記地目が畑の土地1筆、180㎡については、平成元年頃から隣接する宅地の庭として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第59号、徳地船路です。

登記地目が畑の土地1筆、112㎡については、隣接する宅地に居住する者が、平成17年3月に隣接地を取得した時から家庭菜園で使用されているものです。

自家消費程度の作付けの小規模な農地で、家庭菜園の要件を全て満たすので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第60号、徳地引谷です。

登記地目が田の土地2筆、4,297㎡については、平成元年頃に桧を植樹し、山林となり現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお

事務局岩本

諮りするものです。

議案第61号、阿東徳佐下です。

登記地目が畑の土地3筆、1, 153.79㎡については、昭和55年頃に耕作を止め宅地の一部となり、平成25年の豪雨災害で土砂が流入し、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願いいたします。

木原部会長

ただ今事務局から議案説明がありました。各委員さんから何か御意見等があればお願いします。

片山委員

議案59号について質問します。畑で112㎡の土地ですが、隣接地の方が家庭菜園として利用し、家庭菜園として認めるということですが、登記地目の変更とは何をするのか教えてください。

永松委員

この件ですが、最初、競売物件で防府の不動産会社が落札し現在は他の方が買われています。その宅地の中に一部農地があり、全部買いたいが何か方法はなかと相談を受けました。実際に現地を確認しましたが、宅地に囲まれた農地で家庭菜園として利用されており証明を出しても良いのではないかとということになりました。

山根参事

事務局から補足説明します。参考位置図は69ページになります。三角で黒く塗ってある部分の上の方に家の区画があり、この家の敷地の中に畑の土地が1筆あります。もともと建設会社が所有していましたが、競売で防府の湯面さんが取得することになり、本人も5反要件を満たしていたので農地を所有することに問題はありませんでした。今回、別の方に売買する中で、面積要件を満たさないため所有権移転が出来ない状況で、この部分が家庭菜園に該当するか相談があったわけ。家庭菜園について国の見解は非農地として取り扱って良いとしておりまして、その判断基準は総合的な判断によるものという見解です。農業委員会としましては、農地法関係事務処理要領で家庭菜園の取り扱いに関する内規を定めており、この内規に照らし合わせて徳地地区協議会で協議したところ問題がないとして、現況証明の申請を受け付けて農地部会に諮ることにしております。そして、問題がなければ部会を経

山根参事 　　て証明を発行するという流れになります。また、過去において家庭菜園という内容で現況証明を発行することは数える程度ですが証明を発行しております。

片山委員 　　わかりました。家庭菜園で非農地として売買をするということですね。

山根参事 　　国は家庭菜園であれば非農地として認定して良いという言い方をしていますので、家庭菜園として非農地証明を出します。その後、法務局の方で地目の認定をしますが、農地以外の地目を登記し、その後、売買するということになります。

片山委員 　　わかりました。

木原部会長 　　その他、意見等ありましたらお願いします。

【意見なし】

木原部会長 　　それでは、特に意見がないようですので議案第42号から議案第61号の現況証明について証明書を発行することに異議なしとする方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

木原部会長 　　挙手多数と認め、現況証明につきましては発行することといたします。

　　以上で本日の議案はすべて終わりました。
　　次に、報告事項に入ります。
　　事務局から報告をお願いします。

事務局岩本 　　本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。
　　5月分の受付状況は記載のとおりです。
　　また、報告第2号の意見聴取事案については、別紙のとおりです。
　　報告については以上です。

木原部会長

ただいまの報告について、各委員さんから何か御質問がありましたらお願いいたします。

【意見なし】

木原部会長

それでは、報告事項を終わります。以上で本日の農地部会を終了いたします。慎重な御審議ありがとうございました。

それでは、その他の事項ですが、委員さん又は事務局から何かありますか。

【意見なし】

木原部会長

ないようでしたら、以上で本日の日程を終了します。お疲れ様でした。

以上、平成30年度第3回山口市農業委員会農地部会議事録である。

平成30年6月21日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

部会長 印

署名委員 印

署名委員 印

記録者 印